

令和2年度 第3回鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画等策定委員会 議事録

開催日時：令和2年11月26日 13:30～14:50

会 場：鳥栖市役所3階大会議室

出席委員：田代会長、小椎尾副会長、鬼塚委員、井上委員、園田委員、
大隈委員、新貝委員、高取委員、江見委員、芹田委員、鈴木委員、
有馬委員、鳥飼委員、村山委員、小石委員

欠席委員：牧崎委員、中山委員

■次第

1 開会

2 議題

1) これまでの会議の報告について（資料1参照）

2) 第5期鳥栖市障害者福祉計画及び第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画
（素案）について（資料2参照）

3 その他

4 閉会

■議事概要

1) これまでの会議の報告について（資料1参照）

（事務局より資料1に基づき説明）

○会長

事務局より、前回まで会議での審議内容について報告いただきました。何か意見、質問があればお願いします。

（質疑なし）

2) 第5期鳥栖市障害者福祉計画及び第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画（素案）について（資料2参照）

（事務局より資料2に基づき説明）

○会長

事務局より、計画素案について説明いただきました。ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問があればお願いします。

○委員

p.74の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、厚生労働省の示すガイドライン通りとなっているかと思えます。しかし、地域包括ケアシステムは精神障害者だけを対象とするものではないため、障害者福祉計画にも記載し、広い意味で障害者へ対応する地域包括ケアシステムについての考え方を示す必要があるのではないのでしょうか。

p.75、地域生活支援拠点等について記載があります。面的整備とは、1事業所が役割を担うのではなく、いろいろな事業所等が関わり合いながら地域の中で拠点として取り組んでいくことを意図したものでしょう。数値目標の1というのは圏域の中で1つという意味だと思いますが、イメージしにくいです。実情に沿った書き方に改めるべきではないのでしょうか。

p.77の医療的ケア児支援について、報酬改定の影響で評価方法が大幅に変更になると聞いていますが、いわゆる医療的ケア児以外にも、知的障害を伴わない医療的なケアだけを必要とする児童等もいます。従来のサービス対象者以外にも幅広く対応するため、障害者福祉計画の方にも考え方や方針を記載した方がいいのではないのでしょうか。

また、コロナの影響で実績が減少していると説明がありました。しかし、短期入所等はそもそも受け皿がなく、利用したくてもできない人も多くいます。利用者数の増加を目標とするならば、受け皿を確保する等、体制整備として計画の中に位置づける必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

①精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、精神障害に関する目標がガイドラインに定められていることから、障害福祉計画の数値目標等は、ガイドラインに沿って精神障害について記載いたします。障害者福祉計画への記載については事務局にて検討いたします。

②p.75の地域生活支援拠点等の設置箇所数について、補足説明を追加いたします。

③p.77の医療的ケア児については、障害者福祉計画p.39に医療的ケア児について記載しています。具体的な取り組みに落とし込むところまでには至っていませんが、医療的ケア児への対応については障害者福祉計画にも記載しています。

④サービスの提供体制について、県・関係機関等とも引き続き連携し、確保に努めていきます。

○委員

p.77の医療的ケア児について、コーディネーターを配置するとあります。しかし、p.88の医療型児童発達支援では見込みが0となっています。関係機関と連携しながら進めるために0としているのかと思いますが、コーディネーターはどこに配置されますか。

○事務局

佐賀県内で、社会福祉法人若楠でコーディネーター養成講座を開催しています。市職員をコーディネーターとして配置するため、研修等を検討しています。

○委員

これからパブリックコメントが予定されていますが、3計画が一緒になっているため、分かりにくいです。目次でどの計画を表すのかを明記する等、意見しやすい工夫が必要ではないでしょうか。

○事務局

目次で、どの計画に該当する部分であるかが分かりやすくなるように配慮いたします。

○会長

母子保健包括センターでも医療的ケア児への支援等に関する相談は受け付ける予定でしょうか。支援が必要な方が利用しやすいようにしていただきたいです。

○事務局

母子保健包括センターは来年度設置予定です。

○委員

第5章に数値目標や活動指標等が出てきますが、何か使い分けの意図はありますか。

○事務局

国の示すガイドラインに沿って成果目標と数値目標を設定しています。表現方法については検討したいと思います。

○委員

目指す姿が目標で、そのための活動を表すのが活動指標でしょうか。目標と活動指標は意味合いが全く異なると思います。違いをはっきりさせておかなければ、計画の進捗管理や振り返りも難しいのではないのでしょうか。

○事務局

国の定める基本指針の中で、活動指標を定める必要があるため、計画に記載しています。

○委員

p. 81 の⑤重度障害者等包括支援の見込みが0となっています。表だけを見ると何も取り組みをしないような印象を受けます。連携して取り組む等、鳥栖市としての方針を一緒に記載した方がいいのではないですか。

○会長

医療型の発達支援とはどのような方を対象としますか。昔の肢体不自由型の通所支援のサービスですか？

○委員

包括では重度身体障害の方の支援をしています。医療型ではありません。重度心身障害の通園支援とは異なります。

○事務局

佐賀県内に事業所が無いため見込みを0としています。また、サービス量を見込む県の計画と整合を図ってる旨を補足説明として追加します。

○会長

実績のないものについてニーズを見込むのは難しいところですね。

○委員

活動指標として実施する見込みがないというなら、それでいいと思います。しかし、今後の何らかの方針や取り組み等は記載した方がいいのではないのでしょうか。

○会長

p. 92 (4) 成年後見制度について、令和2年以降が見込み1となっていますが、何の見込みですか。

○事務局

報酬助成事業の見込み件数です。

○委員

第6期の見込量について、増加する見込みのものや横ばいの見込みのもの等、様々ですが、どのような根拠で見込んでいますか。

○事務局

1つ1つのサービスについて、実績の伸び等を勘案して量を見込んでいます。

○会長

実績を踏まえて新たに来年度以降の量を見込むにあたって、実績以外で考慮したところ等がありますか。

○事務局

p. 88 以降に障害児福祉サービスの見込み量を記載しています。それと関連して、p. 14 の障害児の就学等の現状について記載しており、平成28年は合計301であったのに対し、令和2年には合計665となっています。サービスの量を見込むうえで、利用人数や回数の伸びを考慮したところではありますが、障害児の就学状況についても考慮すべきか悩んだところではあります。

○委員

障害児の就学状況や手帳所持者の現状を比較すると、18歳未満の手帳の所持者数について、p. 10が61名、p. 11が164、p. 12が112となっていますので、障害児の就学状況に含まれる児童には、手帳を持っていない児童も含まれているものと考えられます。手帳を持っていないものの支援が必要な児童等がいることについて、市としてどのように考えていますか。インクルーシブ教育に取り組むという姿勢も踏まえ、特別支援学級へ通い、福祉サービスを受けるという流れが適切なのかどうかは、今一度検討する必要があるのではないのでしょうか。

○会長

特別支援学級に通う児童の増加は全国的な傾向であり、課題ですね。

○事務局

p. 49 から、教育について記載しています。令和2年11月から教育委員会にインクルーシブ教育係が発足しました。福祉だけでなく、健康増進等様々な分野が連携しながら教育支援を進めていきたいと考えています。手帳が無くてもサービスを受けている人がいるのが現状で、所持している、していないにかかわらず、関係各課で連携しながら必要な支援が届けられるように努めています。

○会長

他にありませんか。本会終了後に質問がある場合は、事務局へ直接お願いします。

3 その他

○事務局

今回いただいた意見・質問については、文章にまとめて回答します。

今後のスケジュールについて、1月～2月にかけてパブリックコメントを予定しています。パブリックコメント終了後、2月に開催する第4回策定委員会にて、計画の最終案について検討していただきます。

4 閉会

以上